

シラバス確認

シラバス入力 > シラバス確認

印刷する

更新

開講年度 Academic year	2026年度		
講義コード Course title (Japanese)	0F2095101		
講義名 Course title (Japanese)	刑事法概論		
英文講義名 Course title (English)	Introduction to Criminal Law		
(副題) Course subtitle	〔法学部専門科目〕		
開講責任部署 Faculty			
講義開講時期 Semester (s)	前期	講義区分 Type	講義
単位数 Credit hour (s)	2	時間 Total hours	0.00
代表曜日 Day	木曜日	時限 Period	2時限
校地 Campus	本キャンパス(駅東通り)		

所属名称	ナンバリングコード
	L1-CRL101LJ

担当教員 Lecturer (s)			
職種 (専任教員・非常勤教員) Position (Full-time/Part-time)	担当教員名 Lecturer (s)	実務経験の有無 Work experience	所属学部 Department
専任教員	◎ 清水 晴生		法律学科

授業の内容 (主題) Course description	<p>・犯罪事象に対する社会的なリアクションである捜査活動や公判といった刑事司法作用は、ともすると治安維持政策の法的手段とみなされがちだが、むしろ国家規制当局や司法主体による統治行為を制限することに本質的意義があることを深く理解するため、蓄積されてきた捜査法・証拠法等に関する判例や学説による解釈やその意義・射程について基本的な事項を学ぶと共に、刑事公判を支える強制捜査並びに任意捜査の本質を踏まえた各手法を分析し、刑事人権・身体的自由権の基本事項や弁護権の憲法保障、デュープロセス保障の内実についても、さらにはその実体的部分となる刑法の解釈についても、精密な理解に達する必要がある。本科目ではそのための基礎的知識の修得にとどまらず、その前提となる学習方法についても合わせ修得する。</p> <p>・前年度本科目履修者（この科目を落とした者は後期再履修クラスでなく、次年度本科目を履修できる）は、別の担当者の刑事法概論を受講できるので、重複して同じ内容を受講する必要はないし、動機づけの点ではむしろ避けたほうがよい。</p>
到達目標 Course objectives	刑事実体法に関わる基本的理解を得るほか、公訴や刑事公判に際して適用を見る捜査法や証拠法規範に係る訴訟法各条の本質に迫る内実とそれらの有機的関連の仕方如何とを精密に把握し、とりわけ憲法37条3項の実質的な弁護人依頼権や同38条1項に由来して保障される黙秘権等に照らした当事者対等主義的な観点における実質的な理解に到達する。

- ◎：非常に強く関連する
○：強く関連する
△：関連する
空欄：該当しない

①二十一世紀の社会の発展と地域の産業、経済、文化等の活性化に貢献できる能力	◎
②激変する国際社会の中にあつて、十分な異文化理解のもとに、長期的で広い視野に立って将来を展望し、行動できる能力	◎
③本格的な高度情報社会において、最新の情報を的確に入手し、それを有効に活用したうえで効果的に情報を発信できる能力	
④自らの判断、努力と責任に基づいて、社会に積極的に貢献できる豊かな教養と柔軟な思考力	◎

授業計画表
Course plan

回 Class sessions	内容 Topics	予習・復習 Expected work outside of class
第1回	<p>高校と大学の学びの違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の進め方と受け方のルール ・ 大学での学びとは（考え方の道筋が大事） ・ 法学・法律学の学びとは（三段論法的思考。裁判的三角思考） ・ 大学は自分で学べる（教科書にすべてが書いてある） ・ 大人・社会人になる準備 ・ 科目選択（バリエーション語学が好きか 法律好きか） 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第2回	<p>法律学とはどのようなものか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律とは何か 役割 機能 立法 司法 行政との関係 ・ 裁判と法律の関係 具体的な結論の妥当性 判例 ・ 法学とは何か 法解釈とは何をどう勉強すればいいか ・ 法律は社会を映す鏡 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第3回	<p>大学法学部での学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科目の種類や性格 ・ 大学の勉強の面白さ（知識は本読めばいい 難しければ検索 ・ 勉強の工夫 ・ 法学部での勉強に必要なツールと知識 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第4回	<p>レポートや小論文の書き方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なぜ書かせるのか、何を見ているか（三段論法的思考） ・ コピペ、A I ⇒ ネットやA I の信頼性 ・ どう書くか、なにをすればいいか ・ どう調べるか 何が必要か ・ 必要なツール ・ 法律問題のレポートの場合 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第5回	<p>試験に向けた勉強のしかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末試験とは ⇒ 知識を聞くしかない ・ 試験対策の勉強 ⇒ 知識を頭に入れるしかない ・ 期末試験に向けた普段の勉強のしかた ・ 自習のやり方 予習・復習 ・ 授業わからない・難しくついていけない ⇒ 易しい本探す ・ この授業の期末試験はどんな体裁か どんな問題か 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>

第6回	<p>刑法とはどんなものか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律は侵略した国を支配するためのツール ・ 道徳と刑法「人を殺すなかれ」「人のものを欲しがらなかれ」 ・ 刑法の悪用 ・ 本来の刑法 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第7回	<p>刑法の働き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪と刑罰⇒刑法第二編罪 ・ 逮捕と犯罪⇒逮捕と捜査⇒捜査と証拠⇒証拠と裁判 ・ 裁判と起訴⇒起訴と訴因⇒訴因とはストーリー ・ 裁判上の事実と歴史的な事実の違いは重要 ・ 当事者主義の刑事裁判 ・ 職権主義の刑事裁判 ・ 少年審判 ・ 少年法とその働き 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第8回	<p>刑事裁判について何を学ぶのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事裁判は刑罰を目的とする ・ 犯罪は社会不安 非難は政府に ・ 警察が集めた証拠で裁判が行われる 裁判は証拠による ・ 刑事裁判では証拠を調べる ・ 適法に集められた証拠か？ 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第9回	<p>捜査とはどのようなものか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 逮捕・勾留 捜索 検証 鑑定 ・ 強制捜査と任意捜査 ・ 令状請求の要件と令状審査 憲法33、35条 ・ 人身の自由（身体的自由権）と刑訴法 ・ 行政警察と司法警察の区別 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第10回	<p>刑事弁護人の活動とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接見 捜査弁護 助言 立ち会い ・ 弁護方針の決定 ・ 家族との連絡 接見禁止 ・ 起訴をさせない 示談 補償 ・ 法廷での弁護活動 ※三審制 控訴 上告 事後審 覆審 続審 ※司法試験の勉強 法律資格の勉強 ※警察官と法律 昇進試験 SA 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第11回	<p>「交通違反は死刑に処す」という条文はなぜダメか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重すぎる ・ 何が交通違反かわからない ・ 刑法で犯罪を定めておく意味 ・ 刑が重すぎるのはなぜダメか？ ・ 刑法にはどんなルールが必要か？ 	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第12回	<p>安楽死で人を殺すのは刑法に違反するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ある行為を犯罪とすることで、刑法は社会の利益を守る ・ 殺人罪が守るのはどんな利益か？ ・ どんな安楽死なら許してよいか？ ・ 許される犯罪行為とはどんな行為か？ 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第13回	<p>たまたまの正当防衛でも無罪にしていかが</p>	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・正当防衛も、許される犯罪行為の場合 ・正当防衛とは（その構造） ・ではたまたま正当防衛になったときも許されていいか ・死んだとしても道徳的でないかならないのか？ ・頼まれて指を詰めても傷害罪か？ 	<p>また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第14回	<p>だましたのか、だましてないのか、どっちなんだい?!</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともと2千円の価値しかない商品を 原価1万円の商品と違って2千円で買わせたら詐欺なのかい？ ・詐欺罪とはどんな犯罪か（その構造） ・詐欺か窃盗か ・多すぎる釣り銭 ・電子計算機使用詐欺 ・計画的な食い逃げと思いつきの食い逃げ 	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>
第15回	<p>少年はどうやって大人になりますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年はどうやって大人になるか？ ・少年は誰の影響を受けながら大人になるか？ ・悪い環境で育ったらどうなるか？ <p>・少年法の虞犯（ぐはん） ・少年審判のしくみ</p> <p>・家裁調査官 鑑別技官 法務教官 ※発達障害</p> <p>・裁判の過程が教育の過程という考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年審判と刑事裁判のちがいは <p>・犯罪を犯したことに変わりなし（非行事実 検察官関与）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆さんは「特定少年」 <p>16 刑法 刑法へ</p>	<p>予め最低2時間程度、関係する法学や刑事法学の基本的な教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関連する内容についても参考書を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>

<p>授業計画コメント Course outline</p>	<p>刑事訴訟法の捜査法や弁護、刑事人権（身体的自由権）、証拠法、また罪刑法定主義や実体的デュー・プロセス保障、違法性、少年法といった刑事法の主要項目を網羅的に学習する計画であり、いわば大部の刑事訴訟法や刑法の条約コメントールを全て読み通すに等しい野心的試みを実現するものでもある。しかし法規範には省いてよい部分はなく、全てが有機的に関連し影響し合っている。全体像を曖昧に把握することを意図しておらず、細部にこそ原理を色濃く反映する要素があるからこそ、奈辺を抜おうとむしる深い洞察や得心に至り得るものと確信する。このような学修計画に触れ存分に学び得るためには、各回ごとに綿密な準備が不可欠となるであろうし、むしろ予習にかけた時間の分だけ深い理解に到達し、また法解釈の学修の魅力にそれだけ多く触れることが可能となろう。</p>
------------------------------------	--

<p>授業の進め方 Session plan</p>	<p>学生が十分に予習してきていることを前提とした双方向型の授業を行う。即ち関連項目事項につきその内容を口頭でランダムに指名した学生に説明させ、学生の学修の到達点を常に把握しながら学修の質を保持し、生産的な学修時間を確立させたい。学生は意欲的に授業に参加し、担当者の追及にもくらいついて教室内の学修の質を高め、全員の理解が深まることにも寄与してもらいたい。そのため予習もせずに漫然と教室に現れ、聴講者の如く参加するだけの心づもりの学生は、ほとんど何も理解できずにただ黒板に書かれたものを自動筆記するがごとく不毛の時間を過ごすばかりでなく、指定された際には沈黙時間ばかりを余計に稼ぎ、他の参加学生の貴重な学修時間を浪費しかねず、そのような参加は当然の如く一切歓迎されないものである。相互に理解を与え合い深め合えるように十分な時間をかけて予習を進めてくることが不可欠の前提であることはもはやいうまでもなからう。学修内容は常に刑事法の本質を意識し、常にそこに立ち返りながら思考し、思索する形で進めるので、内容の暗記に終始しそれに満足することなくその実質的・内在的な論理を探究し、また判例の理論構造にも精密な考察を加えて深い理解に到達してもらいたい。不明を不明のままとせず、じっくり時間をかけて吟味する中で、段階的な理解に到達できればよい。そのためには講義時間内だけでは足りず、後述する通り自学学修時間を十分に確保して、刑事法理論の神髄に自ら主体的に触れてもらいたい。</p>
--------------------------------	--

<p>アクティブラーニング Active learning</p>	<p>アクティブラーニングという言葉の内容を理解できているだろうか。その概念理解は人によって多様ともいえようが、ただ漫然受動的に傍聴者然とした受講態度を否定するものであることは異論なからう。本講義上の学修も全般においてこの</p>
---------------------------------------	---

種の態度と訣別し、それは授業時間前から始まり、いわば授業時間後にも連続と継続するものと観念しなければならず、何となればこれがまさに学修自体と換言可能だからというほかない。就中諸兄姉らは最早知識を与えられるのを俟つ時期を過ぎ、自ら書を選び、読み通し、思索に耽る能力と十分な時間とを得た上でここに居るのであるから、講義をただ受けるのでなく「参加する」のだとの認識を不可欠とするものと心得るべきである。参加するには資格が必須であり、その資格とは可能な限りに十分に予習したという事に尽きる。積極的に発言した指定された時に的確に反応よく答えるというのみならず、そうでないときでも内心において問いについて深く考察し、講義後質問や確認の形で参加することもこれに十分相応するものである。

授業時間外の学修（予習・復習等）
Preparation and review outside classroom hours

予習といってもどうするか当初不明だろうが、それは関連する参考書籍の当該部分をよくよく読み込んでおくことが最初である。そのためには次回の授業の内容をシラバス上で確認し、また図書館に行き慣れて参考書籍の場所も熟知しておくことが不可欠である。書籍選定が困難な場合には担当者に質問すべきである。そして予習中わからない術語に出会えば必ず意味を調べ、内容をよく理解すると共に講義で聞かれても答えられるよう万全の準備を整えておくことが必須である。そして判例集も法学学修上およそ手放せないものであるから、関連判例中特に最高裁判例のリーディングケースについては事案の概要と判旨、最低限度の解説には目を通しておかなければならない。勿論該当・関連条文に目を通しておかなければならないことは今更言及するまでもない。他方授業後に全く理解の及ばないところはなかったということは諸兄姉においておよそ考えられないはずである。それは法学の学修においてこれで頂点に達したということはまずないのであって、それは学修が進むほど得心がいくことだからである。従ってむしろ受講後不明が判明した点については充分な復習によって補うと共に、参考書籍にあたって納得を得られなかった場合にはそのまま放置せず、必ず担当者に意味内容を確認し、不明部分を解消しておかなければならない。このような講義前後の十分な学修態度を確立することは、今後どのような事柄を学修する際にも応用が効き、社会生活上も最も有効な能力として失われることなく目標への邁進を支え、遺漏なき充実した就業等にとっても不可欠なものとなる。

教科書等
Textbooks and materials

	タイトル Title	著者名 Author (s)	出版社 Publisher	出版年 Year of Publication	価格 Price	ISBN
1	六法					
2						
3						
4						
5						

(必ず購入すべきもの)
Materials required for sessions

教科書は使用しない。

参考図書
Reference book(s)

図書館蔵書から紹介する。
「市民」と刑事法：わたしとあなたのための生きた刑事法入門
内田博文，佐々木光明編 本館4階東書架 326/UC 一般
刑事法入門：刑事裁判の風景 渡辺修著 本館4階東書架 326/WA 一般
刑事法入門 赤池一将，中川孝博著 本館4階東書架 326/AK 一般
入門刑事法 三井誠，瀬川晃，北川佳世子編 本館4階東書架 326/MI 一般
入門刑事法 三井誠，曾根威彦，瀬川晃編 本館4階東書架 326/MI 一般
刑事法入門 大谷實著 本館4階東書架 326/OY 一般

成績評価方法および評価基準
Evaluation criteria

	定期試験 Tests	授業内小試験 In-class quizzes	レポート・課題 Reports/Assignments	受講態度 Class Attitude
評価比率% Evaluation ratio	100%	0%	0%	0%

成績評価の方法に関する注意点
Assessment criteria

この科目は例年3分の2がC評価になる。それでは今後刑事法関連科目で単位を取得していくことは困難となるだろう。自分の頭でしっかり内容を理解していなければこの科目の試験問題が解けないからである。試験問題のレベルも、刑事法概論の倍の難度に設定している。過去の試験問題の中から、次の問題文の内容が正しい内容かどうか考えてみよ。

・絞首刑が残虐な刑罰(憲36)にあたるという理由として、すぐ失神し肉体的苦痛を与えない、苦痛は自由刑にもある、見せしめ・辱めを行わない等がある。

正解は×。そこに書かれているのは、残虐な刑罰に「あたらない」とする理由だ

	<p>からである。つまり、毎回出席してもただ漫然と板書をノートにとり、それを試験前にサッと読み返しただけでは、見覚えのある言葉につられたり、問題文のひっかけにはまって、容易に不正解を選んでしまうのだ。ある問題に対するある一つの考え方がどういう理屈から導かれるか。その理屈、論理をしっかりと自分の頭の中でも結びつけて、それを自分なりに再現できるような理解が不可欠。真剣に授業を聞き、その中で自分なりの答えをしっかりと書き出せるようになっておかなければ、期末試験で合格点を取るのは困難だと認識しておかなければならない。</p> <p>また、私語を繰り返し注意された者や、正当な理由なしに遅刻を繰り返したり教室を抜け出ししたりした者については、期末試験の点数から5点ずつ減点する。</p>
<p>課題のフィードバック Feedback</p>	<p>成績調査が必要な場合以外の質問等については、随時担当教員の研究室を訪ねて直接質問等できる。</p>
<p>学生へのメッセージ（履修上の心得） Message to students (class guidelines)</p>	<p>2単位分の週1コマ、半期15コマの出席・受講が無駄にならないように、しっかり自分の頭を働かせて、がんばってみよ。そしてまた、意欲的に取り組むということが必須であり、授業後の質問や質問のための研究室(本キャンパス9階)来訪を大いに歓迎する。他方、授業中の私語や隣の者と笑い合うといった態度については厳しい対応をとる。授業の進行の妨げになるので教室からの退室を命じるだけでなく、退室に従わないなどさらに授業妨害を継続したり、繰り返し私語を注意された者については厳しい対応をとらざるを得ない。授業中黙ってられない、授業中友人と話すことが楽しみだという者には居場所がないことになる。さらに担当教員が教室に入ってきたらもう友人と話すのをやめ、授業を聞く姿勢を取るようしてもらいたい。法学部の授業の多くは自由選択であるから、自らの意思で任意に授業を選択し出席する以上は緊張感を持って出席してもらいたいし、当方も緊張感のある授業を行いたい。</p>
<p>科目のレベル、前提科目など Level / Prerequisites</p>	<p>本科目は高度に論理的並びに有機的に法規定と事案構造とを関連付けて考察することを要求する法学科目であるから、十分な論理力、深奥な考察力、又憲法上の人権保障規定に配慮した上での謙抑的な解釈を施しうる能力が必須であり、それ故最低限憲法中人権論において学修した内容を全般的に充分理解した上でなければおよそ本講義で学修する内容を理解することは叶わない。従って受講前に憲法上の人権論の内容全般を十分に復習しておくことが不可欠であり、これを怠ったまま本講義に参加することは浅薄に過ぎると難じざるを得ない。</p>
<p>オフィスアワー/学生からの連絡方法 Office hours/Contact Information</p>	<p>研究室にて、水曜日の午後に質問や相談を受け付けます。</p>
<p>キーワード Keyword(s)</p>	<p>刑法、刑事訴訟法、少年法、刑事裁判、犯罪、刑罰、刑事法</p>
<p>備考 Other(s)</p>	<p>この科目は刑法Ⅰ（総論）並びに刑法Ⅱ（各論）の前提となる科目である。 なお、刑事法科目の履修順序は次のとおり。 刑事法概論→刑事訴訟法→刑事政策 └─ 刑法Ⅰ（総論）→刑法Ⅱ（各論）</p>